

議案第 22 号

議決第 号

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成22年始良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。